

平成29年度 水質分析測定結果

■水質測定結果(放流水・地下水)■

〈放流水〉

(単位:mg/L)

項 目	採取日(結果が得られた日)			排水基準※1	項 目	採取日(結果が得られた日)		
	6月26日 (7月10日)	11月24日 (12月18日)				6月26日 (7月10日)	11月24日 (12月18日)	
カドミウム及びその化合物	0.003未満	0.003未満	0.03mg/L以下	一・四―ジオキサン	0.05未満	0.05未満	0.5mg/L以下	
シアン化合物	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下	ほう素及びその化合物	1.0未満	1.0未満	50mg/L以下	
有機燐化合物	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下	ふつ素及びその化合物	0.8未満	0.8未満	15mg/L以下	
鉛及びその化合物	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1.5	1.4	200mg/L以下	
六価クロム化合物	0.05未満	0.05未満	0.5mg/L以下	水素イオン(pH)	6.8	7.0	5.8以上8.6以下	
砒素及びその化合物	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下	生物化学的酸素要求量(BOD)	1.0未満	4.0	20mg/L以下※2 (60mg/L以下)	
水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	0.0005未満	0.0005未満	0.005mg/L以下	化学的酸素要求量(COD)	24.0	11.5	90mg/L以下	
アルキル水銀化合物	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと	浮遊物質(SS)	1.5	1.0未満	10mg/L以下※2 (60mg/L以下)	
ホリ塩化ビフェニル	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下	ルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物類含有量)	0.5未満	0.5未満	5mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下	ルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	0.5未満	0.5未満	30mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下	フェノール類含有量	0.5未満	0.5未満	5mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02未満	0.02未満	0.2mg/L以下	銅含有量	0.1未満	0.1未満	3mg/L以下	
四塩化炭素	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	亜鉛含有量	0.1未満	0.1未満	2mg/L以下	
一・二―ジクロロエタン	0.004未満	0.004未満	0.04mg/L以下	溶解性鉄含有量	0.5	0.1未満	10mg/L以下	
一・一―ジクロロエチレン	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下	溶解性マンガン含有量	0.1未満	0.6	10mg/L以下	
シス-1,2―ジクロロエチレン	0.04未満	0.04未満	0.4mg/L以下	クロム含有量	0.1未満	0.1未満	2mg/L以下	
一・一・一―トリクロロエタン	0.3未満	0.3未満	3mg/L以下	大腸菌群数	30未満	30未満	3000個/1cm3以下	
一・一・二―トリクロロエタン	0.006未満	0.006未満	0.06mg/L以下	窒素含有量	4.6	2.2	15mg/L以下※2 (120mg/L以下)	
一・三―ジクロロプロパン	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	燐含有量	0.1未満	0.1未満	16mg/L以下	
チウラム	0.006未満	0.006未満	0.06mg/L以下					
シマジン	0.003未満	0.003未満	0.03mg/L以下					
チオベンカルブ	0.02未満	0.02未満	0.2mg/L以下					
ベンゼン	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下					
セレン及びその化合物	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下					

※1 排水基準とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で定められた基準です。

※2 浅川最終処分場の自主管理基準です。()内が省令で定められた基準

※排水基準において「検出されないこと」とは環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

〈 地下水(上流) 〉

(単位:mg/L)

採取日(結果が得られた日) 項 目	6月26日 (7月10日)	11月24日 (12月18日)	水質基準※3	採取日(結果が得られた日) 項 目	6月26日 (7月10日)	11月24日 (12月18日)	水質基準 ※3
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下	一・ニージクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.004mg/L以下
シアン化合物	0.1未満	0.1未満	検出されないこと	一・一・ニージクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満	0.001	0.01mg/L以下	一・ニージクロロエチレン ※4	0.004未満	0.004未満	0.04mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下	一・一・一・トリクロロエタン	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下
砒素及びその化合物	0.004	0.027	0.01mg/L以下	一・一・ニートリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.00005未満	0.00005未満	0.0005mg/L以下	一・三・ニージクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下
アルキル水銀化合物	0.00005未満	0.00005未満	検出されないこと	チウラム	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下
ホリ塩化ビフェニル	0.0003未満	0.0003未満	検出されないこと	シマジン	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	ベンゼン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	セレン及びその化合物	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	一・四・ジオキサン	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下
				クロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下

〈 地下水(下流) 〉

(単位:mg/L)

採取日(結果が得られた日) 項 目	6月26日 (7月10日)	11月24日 (12月18日)	水質基準※3	採取日(結果が得られた日) 項 目	6月26日 (7月10日)	11月24日 (12月18日)	水質基準 ※3
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下	一・ニージクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.004mg/L以下
シアン化合物	0.1未満	0.1未満	検出されないこと	一・一・ニージクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	0.1mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満	0.004	0.01mg/L以下	一・ニージクロロエチレン ※4	0.004未満	0.004未満	0.04mg/L以下
六価クロム化合物	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下	一・一・一・トリクロロエタン	0.1未満	0.1未満	1mg/L以下
砒素及びその化合物	0.006	0.053	0.01mg/L以下	一・一・ニートリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.00005未満	0.00005未満	0.0005mg/L以下	一・三・ニージクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下
アルキル水銀化合物	0.00005未満	0.00005未満	検出されないこと	チウラム	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg/L以下
ホリ塩化ビフェニル	0.0003未満	0.0003未満	検出されないこと	シマジン	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下	ベンゼン	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.02mg/L以下	セレン及びその化合物	0.001未満	0.001未満	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下	一・四・ジオキサン	0.005未満	0.005未満	0.05mg/L以下
				クロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg/L以下

※3 水質基準とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で定められた基準です。

※4 一・ニージクロロエチレンは、シス体及びトランス体の合計量

※水質基準において「検出されないこと」とは環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

■地下水の測定結果■

採取日	結果が 得られた日	地下水(上流)		地下水(下流)	
		電気伝導率	塩化物イオン	電気伝導率	塩化物イオン
		(mS/m)	(mg/L)	(mS/m)	(mg/L)
4月24日	4月28日	13.9	9.12	18.8	7.27
5月29日	6月5日	11.4	6.76	18.8	6.56
6月27日	7月4日	13.2	7.94	19.2	7.24
7月25日	7月31日	13.5	7.61	19.5	7.56
8月28日	9月4日	12.7	9.24	19.5	8.92
9月25日	9月29日	12.9	7.70	19.8	8.44
10月25日	10月30日	12.2	5.97	19.7	8.96
11月24日	11月29日	12.8	7.78	19.9	9.95
12月27日	1月9日	12.8	7.83	20.0	8.72
1月22日	1月29日	12.8	7.42	19.8	9.26
2月21日	2月27日	12.8	8.00	19.9	9.07
3月27日	3月30日	12.6	9.23	20.4	10.59

■ダイオキシン類の測定結果■

種類	採取日	結果が 得られた日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	排水基準	環境基準
放流水	7月10日	8月3日	0.058	10pg-TEQ/L	—
地下水(上流)	7月10日	8月18日	0.036	—	1pg-TEQ/L
地下水(下流)	7月10日	8月18日	0.038		